

佐伯史談

第七十四号

「郷土史研究」誌
通算第九十六号

昭和四十六年三月廿二日発行

佐伯史談会

事務所 佐伯市大字新板字龍護寺 科崇方

研究

錢ぜに 今 昔

資料に見る通貨の変遷

佐伯史談会
顧問 千田 幸 市

「銀 参拾七貫式百式奴式分五厘」

内 拾式貫式百参奴余 出納藤左衛門自弁

右は文化、文政年間、切畑村常盤井路開鑿に要した総費用の抜書である。一休之は今の銭勘定でどれだけのものだろう。

勿論物価や貨銀というものは時代と共に変動のあるもので、化政時代のものを当今のそればんで、同じようにはいくわけにはゆかない。とにかく重量の単位である貫奴と錢の関係は、現代の吾々にとつては厄分なものである。

「江戸時代の金」と題して、作家海音寺潮五郎氏は次の如く記してある。

江戸時代には金貨、銀貨、銅貨の三種類があつた。金貨、利金と呼ぶ。大判金、小判金、分半金、朱判金の四種。大判金は十兩といふことになつてゐるが、実際には七兩二分にしか通用しなかつた。金の含有量がその程度しか無いからである。尤も大判は一種の儀式用貨幣で、賞賜や、大名達が將軍に進獻する以外には殆んど使われなかつた。だから學者によつては通貨のうちには入れていない。大判を数へる場合には金何枚、金子何枚などという。小判金、通称小判、之が標準になる。時代によつて変動があつたが、享保金は別として後世に至る程貨が悪くなつてゐるが金貨の標準となつてゐる。慶長小判では金の含有量が四奴強、之を一兩と呼ぶ。兩といふのは元来重量の単位のはず。

本号内容

- 研究 銭 今 昔 (千田幸市)………
- 1 資料に見る通貨の変遷
- 参拜 中島子正の参書 (田中弘)………
- 研究 運搬船の遺難記録 (長瀬外吉)
- 1 津村村史館蔵書 四………
- 研究 大島神楽の古書 (田中弘)………
- 1 島民傳説に於ける考察
- 泉 赤木政原の古塔と伝説………
- 1 富原神社とその周辺
- 泉 佐伯と國木田歩 (山本保)
- 1 書翰集より (山本保)
- 泉 大坂・龍護寺を歩いて………
- 1 宮内と海防と歩く
- 泉 集會集 其の他………

一つで四双のことをいう。だから千兩だと重さ四貫
 匁以上あるわけ、ちよつと懐などに入れられるも
 のではない。千兩箱という鉄板や鉄鉄を打ちあけ
 て大変頑丈なものだから、中身も一しよに走ら六
 貫以上はあろう。遠距離を軽々とひわがらいて行け
 るものではない。講談などで雲助やゴマのハイが旅
 人のあらゆるのすり切れ工合を見て、懐中は何十兩の
 金があると思ひいたと弁するが、あり得ることだ。
 百兩なら四百匁以上だ。ワラジの十れ方も左しかに
 違おう。熟練した鋭い目なら見ぬくらう。小判を
 数へる場合は何兩という。大判の標は救は使わない。
 小判金は一兩の四分の一、だから金の含有量は一匁
 強である。朱判金は一分の四分の一。普通小判とい
 うのはこの分金と朱金のこと。一分金、二分金、一
 朱金、三朱金などがあつた。つまり四朱で一分、四
 分で一兩、四連法になつてゐる。従つて金五分とい
 うのは五分の一、一兩一分といふのである。判金
 の重さと品位は時代によつて変遷がある。同じ一兩
 でも、幕末の万延小判だと、重さ〇匁八八、金の含
 有量は半匁強しかない。慶長小判の八分の一である。
 しかし、兩、分、朱の關係が四連法であることには
 変りはない。

銀貨 丁銀と豆板銀とがあつた。丁銀は四十三匁
 内外、十マコのような形をしてゐる。豆板銀は小玉
 銀、玉銀、豆銀などといつた。名前の通り大豆を押し
 つぶしたような形で、大小いろいろあつて重さは
 一定しない。これは秤量貨幣で、一タハカリにかけ
 て受授した。一匁支那にあつた馬蹄銀のようによつて
 使われた。後世、南鐐と称する長方形のものが出た。
 これは金貨のように価格が標記してある貨幣で、ニ朱

銀、上朱銀、一分銀等あつた。ニ朱銀はニ朱金に、
 一朱銀は一朱金に、一分銀は一分金と同等の値打が
 あつた。銀貨も亦金貨同様、代か下ろにつれて品位
 が悪くなつてゐる。

銭(せん) 銅貨である。一文銭、四文銭、十文銭な
 どある。千文を以て貫とす。一貫文といへば千文
 のことである。天保年間に楕圓形の真鍮銭を造り
 「幣百」と刻印して百文に通用させることにした。が
 八十文しか通用しなかつた。少し足りない人と天
 保銭といつたのはこの銭である。昔の人は通貨す
 ら一種の物資として考へ、その金の物資たる価値か
 ら見て、幕府の命令だけでは額面通りに通用しなかつた
 のである。ちよつとも金のないことを「百七ねえ
 」と言つた。之は明治の初年以後のことである。その
 頃、旧幕の百文を新貨の一銭とすると定められた。つま
 り「百七ねえ」の意、江戸時代の百文は相當つか
 りなものであつた。茶店などで二三本の酒は後に飲めた
 らしい。

金、銀、銭の換算率は、銀四貫文(四十匁)を以て
 銀六十匁とし、銀六十匁を金一兩とした。しかしこ
 れは標準であつて、時々その相場は変動があつた。
 紙幣 各藩で藩札と称して出したが、幕府では出
 してゐない。藩札は藩内だけの通用で藩の信用に依
 る。だから藩が亡べば無価値、赤穂の浅野家が亡ん
 だ時、領民が札座に殺到し之を支払うために大石内
 蔵助は大変苦勞してゐる。

二七。金 これについてはいろ面白話がある
 が、就中、幕末維新の際における諸藩の二七金作り
 やらざる藩なし。悪知恵のある奴もやつた。引つ捕
 へられて首をとばされたものも多かつた。そのおと

明治維新の變革でこの錢勘定はどんなに變化し
て、
明治維新の變革でこの錢勘定はどんなに變化し
て、

左か。

旧銅貨の概、去の辰年定価被 仰出の延、今般新
貨幣御發行付、各程比較商量の上当分左の通品位
被相定の條、其上相心得新貨幣並金札共收支所無差
支通用可致事
辛未(明治四年)十二月 太 政 官

○新貨並金札の比較

新貨	壹圓	金札	壹兩に當る
全	五十文	全	二分に當る
全	二十五文	全	一分に當る
全	十二文半	全	二朱に當る
全	六文二五半	全	一朱に當る

○同 銅貨品位

八厘錢	天保通寶	十枚を以て八文として百ニ
二厘錢	寛永通寶	十枚を以て一圓に換ゆ。
一厘半錢	波 錢	青波錢と稱へ元四文錢なり
一厘錢	寛永通寶	十枚を以て二文とし五百枚
		を以て一圓に換ゆ。
		元四文錢なり十枚を以て一
		文半とし六百六拾七枚を以
		て一圓に換ゆ。
		十枚を一文とし、千枚を以
		て一圓に換ゆ。

右日新貨位本位の金貨と定位の銅貨との比例によ

つて定むるが故に、一種又は數種を併用するとも一
口の取遣り一圓を限り用少べし。但し一圓の高を越
ゆれば是を拒むの權あるべし。尤も相互の便宜に依
つて取遣する時は、右制限に不拘勝手たるべし。
右之通相定候事。

右旧銅貨へしようせんを除き、たゞ明治時代の新通貨は半
錢、一文、二文(以上銅貨)、五文(白銅貨)、五文、十文
三十文、五十文、壹圓(以上銀貨)、十圓、二十圓(以上金
貨)大阪造幣局にて新次鑄造されるに至つたのである。
かくて従來のしようせんと稱する文以下の少額貨は明
治三十年代頃より影をひそめてなくなり、文位以上が一
般の物価の標準になり、それが戰時中まで永く安定通用
したのだが、戰争がはげしくなるにつれ、硬貨は少くなつ
て、一文以上各種の紙幣が發行され、更に終戦後の大變
革で、今に見る極々金目の尨大なものになつてしまつた
次第である。

ではその頃、佐伯の狀態はどうだつたらう。佐伯藩で
も兌換紙幣、藩札を發行しては、その品類は、錢
拾文札、錢五文札、錢壹文札、錢三分札、錢二分札、錢
一分札の六種。拾文札は青色、壹四十七分、中一寸八分
五文札は紅色、大きさはほぼ前同様。一文札は茶色で少し小
さく、三分札三分札は共に白也、中央に三分札は三條
二分札は二條、藍色の筋を引き、一分札は最も小型で紅色
その發行は他領よりおそく慶安年間だつた。言はずとも
なく佐伯領内のみに通用する立前で、他領では通用しな
い筈だが、佐伯藩札は銀会所に正金を積み、何時にても
引換の準備が整つて居たため信用され、拾文以外の他領
でも斯かの価格の変動もなく、領内同様に通用していた。
明治三年四月佐伯藩より政府に提出した書面に、左の

